

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人ヒューマンネットワークサービス埼玉  
（変更後）特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク

三 代表者の氏名

桑原 哲也

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目一千七百九十六番一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、市民に対して、介護保険制度のはざまにある介護サービス適用困難者への対応、障がい者の雇用、社会参加を促進するため関係機関と連携し、情報の交換及び共有を図り、広く社会に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、市民に対して、災害時における被災者相互支援を行い、介護保険制度のはざまにある介護サービス適用困難者への対応を促進するため関係機関と連携し、情報の交換及び共有を図り、広く社会に寄与することを目的とする。